

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、太陽光パネル販売の営業担当として勤務していた。請求人は、同年〇月〇日、業務のため自動車を運転していたところ、後続の軽自動車に追突され、受傷した。

請求人は、同日、D病院に搬送された後、E整形外科クリニックに受診し、その後、平成〇年〇月〇日、F整形外科クリニックに転医し「頸椎捻挫、外傷性頸部症候群、腰部挫傷後腰部神経根症、両手・両腕・両足関節挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を継続した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間においてF整形外科クリニックに通院し、監督署長に療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、移送費の支給基準に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第13条第2項第6号所定の「移送」として療養上相当と認められる療養の範囲について、厚生労働省労働基準局長は、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を發出しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

(2) そこで、本件について、通達に基づいて検討したが、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、請求人が居住するA県G町及び隣接する市において請求人の本件傷病の診療に適すると考えられる労災指定医療機関は複数存在することが認められ、同県H町に所在するF整形外科が上記の通達の定める要件を満たさないことは明らかである。

なお、請求人は、F整形外科に受診した経緯について縷々主張するが、いずれも上記の通達の例外を認める事情とは判断し難く、上記判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるので、請求人の通院に係る移送費の請求については、支給要件を満たさず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。